

令和7年度 第2回 理事会議事録

日時：令和7年5月14日（水） 19:00～21:30

場所：社会医療法人敬愛会 中頭病院 2階中頭ホール

〔出席者〕 ※web出席

理事：※末吉恒一郎、立津統、※金城良和、※久高将臣、上地誠之、玉城すみれ、仲宗根美紀、宮里由乃、比嘉俊文、當間智史、下里真司、高安信吾、平良雄司、武富新太郎、※安村大拙

監事：※千知岩伸匡、※南部路治

第26回沖縄県理学療法学会大会実行委員：※島袋公史、※島袋みちる

書記：末吉聖子

〔審議事項〕

- ・第1号議案 入会の承認に関する件
- ・第2号議案 令和6年度事業報告・収支決算書に関する件
- ・第3号議案 謝金支払い規定・旅費交通費支給の規定・会議日当支給の規定 変更に関する件
- ・第4号議案 定款変更に関する件
- ・第5号議案 定款細則に関する件
- ・第6号議案 令和7年度定時総会の議案内容に関する件
- ・第7号議案 2025年度地域包括ケアシステムに関する適用士会事業に関する件

議決に加わることの出来る理事数 15名

出席者理事数 15名（第1号議案：14名、第2号議案～第7号議案：15名）

上記のとおり、理事及び監事の出席が確認され、代表理事末吉恒一郎が議長となって、本理事会は集合とWeb会議システムを併用して開催する旨宣言した。

議長末吉恒一郎は、参加理事立津統、金城良和、久高将臣、上地誠之、仲宗根美紀、宮里由乃、比嘉俊文、當間智史、玉城すみれ、武富新太郎、下里真司、平良雄司、安村大拙、高安信吾、監事千知岩伸匡、南部路治に対し、本理事会に出席する旨を説明し、Web会議システムにより、出席者の映像と音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一同に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっている事が確認されて、議案の審議に入った。

〔報告事項〕

1. 会長

※月次活動報告

2. 副会長

※月次活動報告

3. 事務局

※月次活動報告

4. 地域局

※月次活動報告

5. 社会職能局

※月次活動報告

6. 教育学術局

※月次活動報告

7. 各種委員会

※月次活動報告

8. 各支部

※月次活動報告

第 1 号議案 入会の承認に関する件

提出日：令和 7 年 5 月 13 日		提出者：上地誠之	
担当局：事務局		担当部：総務部	
議案主題	入会の承認に関する件 【資料ファイル 1、1-1】		
議案内容 及び 提出理由	【入会申請者】計 11 件 承認：11 件、 否認：0 件、保留：0 件 【会員動向】令和 7 年 4 月 30 日現在 ※連絡不能者含む ・在会会員数：1425 名、施設所属会員数：1327 名、自宅会員数：98 名、休会：482 名 ・会員所属施設数： 347 施設（休会会員施設含む） 【期間会員動向】令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日 ※当協会入力状況から検索 異動：22 名（県内：17 名 転入：4 名 転出：1 名） （うち再申請：0 名 否認：0 名） 休会：9 名 ※休会継続含む 退会：1 名 復会：0 名		
審議内容	1 入会の承認について 【質疑応答】 <立津副会長>休会 9 名・退会 1 名の理由は。 <上地理事>休会の理由は「会費負担が大きい」「1 名は産休育休に入る」との事での休会申請であった。育児割引制度の申請等案内が周知できていない事も課題にあげられると感じている。 <末吉会長>前年度と比べ（新年度）4 月スタートの申請状況はどうか。 <上地理事>例年通りの印象はあるが、若干前年度に比べ 5 月時点で一桁台であったが、先月と今月合わせて 15 名弱（入会）の申請あり。申請対応する方が早くなっている印象である。 <末吉会長>5/17 の新人・異動会員オリエンテーションでは、要点を踏まえ入会したくなるような会にしていけるよう取り組みたい。		
審議結果	1. 入会の承認について 全員一致で可決。 可： 14 名（会場 11 名、オンライン 3 名） 否： 0 名		
	担当局： 事務局	担当部：総務部	

備 考	
-----	--

第 2 号議案 令和 6 年度 事業報告書・収支決算書に関する件

提出日：令和 7 年 5 月 13 日	提出者：末吉恒一郎・久高将臣
担当局：会長・事務局	担当部：総務部
議案主題	令和 6 年度 事業報告書・収支決算書について【資料ファイル 2、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5】
議案内容 及び 提出理由	定款第 41 条に則り事業報告書および収支決算書を提出致します。ご審議いただき、承認を得た上で総会へ提出致します。
審議内容	令和 6 年度事業報告、収支決算書、貸借対照表、正味増減計算書、財産目録、監事監査報告書 【補足説明】 <久高事務局長>4/30 監事へ監査済。正味財産増減計算書より、昨年度と比較し今年度の経常収益 300 万円の増に、特定積立の取り崩し分含まれている。経常費用合計 39,986,420 円に、積立取り崩しに 50 周年記念で約 430 万円、国際支援部で 100 万円と合計 500 万円程が含まれる。一般正味財産期末残高で、事業の最終的に 704,073 円の赤字決算となった。監事より指摘あり。 <千知岩監事>今回、監査報告を含め一番の問題は当年度の正味財産がマイナスになっている事。純資産がマイナスと組織（経営）としてよくない形である。収益が増えておらず会員が増えていない&事業が大きく膨れ上がりバランス崩れの結果と判断。監事コメントとして、必要な事業、終了してもよい事業、発展的な新規事業（投資が必要な事業）と事業仕訳し、収益に収まるよう検討が必要とした。収益を上げる方法として、研修会での受講費用として県外会員の参加率が多い学術大会では収益が見られた。しかし、第 26 回学術大会は対面開催にて県外会員は見込めない事をふまえ、事業計画の見直し等早め早めの対応が必要ではないか。 <南部監事>事業仕訳に関し、年度初めに末吉会長より重点課題があげられ、それを元に事業見直しが必要である。 <久高事務局長>大きな事業として 50 周年記念事業でお金の動きが追えていなかったことや、特定積立資金の取り崩しでキャッシュフローができていなかったことがある。また、公益目的事業の方で会計ミスもあり、税理士よりコメント頂いた。 <上地理事>税理士より、経費（旅費交通費や会議費等）の増加により現預金等のマイナスとなっている。受託事業は増加も年度こえての未収金対応となっている。今回は大きな事業（50 周年事業）があり特別な年度となった。協会として、積立以外でも支出がでているのか等の確認（分析）が必要。令和 7 年度において、経費削減をふまえ理事等でも認識していければよい。

	<久高事務局長_補足>経常費用で、旅費交通費が 140 万円ほど支出増になっている。1 つはそれぞれの旅費交通費単価が上がった事、50 周年事業や学術大会で急遽、講師等の旅費交通費を支出する事になった事も影響している。対策として、早めに（渡航費）チケット押さえること等としたい（県外講師招聘を含め）。 【質疑応答】 <比嘉理事>事業に関わっている会員の人件費は給料手当か。日当単価が上がった事で支出増との説明が上手くできるか。関わった会員の事業参加率が上がった等の説明にて今年度の方向性はこうしていきたいとの（総会説明時に、不透明な数字より説明がよいのでは） <上地理事>日当費は旅費交通としての勘定科目である。 <久高事務局長>日当は経費として扱い謝金なしで対応。高校野球サポートに関しても先方より旅費交通費で計上とある。 <末吉会長>全体でモニタリングできるよう、前年度より事業費が多くかかっている科目に関し掘り下げて確認していく（各事業や支部）。支部化の活発化の整合性を見える化していく。 ・コロナ化でオンラインだったものが元の状態に戻った事で、コロナ化の 4 年間で発生していなかった旅費交通費もでたのか等、比較検証が必要かと。 今年度は「予算編成委員会の中で協議」「三役局長や理事たちで確認」の取り組みができた。 ・毎月のモニタリングが必要で、実際の予算比・前年比・累計比と提出確認し、下半期の事業に執行できるか等今年度モニタリングを活かしていきたい。 <立津副会長>コロナの影響にてオンライン普及し、事業や会議開催行いやすくなった事もある。次回理事会では、総会資料は完成していないといけない時期となっている。データ整理・確認し、6/14 総会で説明できる内容にしていきたい。 ※内容は分析が必要。分析データを理事懇談扱いとして、確認していただく。		
議結果	1. 令和 6 年度 事業報告・収支決算について 全員一致で可決 可：15 名（会場 11 名、オンライン 4 名） 否：0 名 <table border="1"> <tr> <td>担当局：会長・事務局</td><td>担当部：総務部</td></tr> </table>	担当局：会長・事務局	担当部：総務部
担当局：会長・事務局	担当部：総務部		
備考	※総会でも事業・収支決算の説明が必要。 ※事業へ関わっている会員の参加率をデータ抽出。人件費や台帳等にて見える化要（事務局にて）。⇒整理後、理事へ確認の提出とする。		

第 3 号議案 謝金支払い規定・旅費交通費支給の規定・会議日当支給の規定 変更に関する件

提出日：令和 7 年 5 月 13 日	提出者：末吉恒一郎・久高将臣
担当局：事務局	担当部：総務部

議案主題	謝金支払い規程・旅費交通費支給の規定・会議日当支給の規定 変更に関する件
議案内容及び提出理由	謝金支払いに関する規定・旅費交通費支給に関する規定・会議日当支給に関する規定の変更についてご審議いただきたい。
審議内容	1. 変更について ● 県外講師・県内講師を統一した金額とする ● 専門・認定理学療法士についても同額とする 2. 規定施行年月日について ○謝金規定について 【補足説明】 ＜久高事務局長＞4月理事会で指摘部分を、本来4月中で提示予定であった。変更内容として、 ・ 県外講師・県内講師を統一 ・ 会員、会員外の定義で文言分かりづらいとの意見あり、変更案を確認いただきたい。 【質疑応答】 ＜安村理事＞例として、愛知県理学療法士会会員は「会員」に含まれるか。文言の「ならびに」が指す意味は。 ＜久高事務局長＞各都道府県士会会員の方は日本理学療法士協会会員としての定義で考えている。 ＜平良理事＞日本理学療法士協会会員としてうちだしてはどうか。 ＜久高事務局長＞沖縄県理学療法士協会としての定款として残した方がよいと考える。「ならびに」の表現を変えるのはどうか。 ＜下里理事＞「ならびに」⇒「または」へ変更するのはどうか。 ＜高安理事＞「ならびに」は&（エンド）の意味があり、「または」はor（どちらか）を指すので、「または」がよいのでは。 ＜久高務局長＞別表に関して、動画編集が追加できていない。変更案をだしている点としては、講師区分D)は日当より高めの謝金がよいかと。また、雇用賃金の欄、日当扱いから時間制へと賃金切替と捉え。前はJPTAと同様に60分1,000円と別に一事業あたり6,000円と表記案だしていたが、2つあると混乱招くとの意見あり、1つのみ表記している。 ◎動画編集に関して ＜久高事務局長＞現在の日当額は。 ＜比嘉理事＞10分以上は5,000円、5分以内は3,000円としている。動画時間に関して、それ以上の動画はよくないとの判断・作業できる人が少ない事も含め「10分以上/5分以内」の日当額を設定。今後、作業できる人が増えれば、動画編集日当の改定可能性あると考える。

＜立津副会長＞今後、変動可能性もある点を踏まえ、事務局と確認してすすめてはどうか。

＜久高事務局長＞動画編集日当は別表ペンディングし、確認していく。

◎医療サポート「認定者」について

＜平良理事＞金額などについて意見はないが、高校野球サポートの「認定者」とは。また、認定者のリストの有無や事務局と共有できているのか。支払に齟齬が発生しないか。

＜當間理事＞「認定者」が指しているのは、事前講習会の受講者や2大会サポートに参加し部長や副部長が認めたものとしている（公認フィジオとは関係なし）。基本的にリストはあり、認定者対象に上がる際は、部会で確認・議論している。事務局へ共有はすぐできるが、事務局が管理していただけるのか。

＜上地理事＞事務局で派遣管理までは難しい。サポート派遣に関しては、スポーツ事業部主体で行っており事業報告書で確認している状況である。

＜下里理事＞今までに、支払でミスがあったのか。

＜立津副会長＞認定者有無のミスはないが、会員有無の事例はあると思う。事務局管理は難しいと考えるが、事務局が分からない場合、確認できるリスト（連携）があれば宜しいかと。

◎査読・査読編集委員の日当額について

＜上地理事＞学術誌査読は1編2,000円、編集審査委員会は1編900円とあるが、その差や規程は何か。

＜平良理事＞もともと決まっているものを運用。学術査読は査読していただいているもの。編集審査委員は査読をわりふる役目である（沖縄県理学療法士雑誌の規定を満たしている方か等）。金額設定はわからない。

＜南部監事＞学術局担当の際、旧体系にて根拠は分からない。役割は平良理事の説明通りであり、金額設定までは疑問に思っておらず。現状にあっているか見直すや改変する等にしてよいのでは。

＜久高事務局長＞以前は（査読日当・査読編集委員会日当）なかった。

＜立津副会長＞学術局で持ち帰って確認いただきたい。

○旅費交通費 支給規程について

【補足説明】

＜久高事務局長＞旅費交通費支給規程に日当が含まれており、規程内容を整理確認。

変更点（案）は

- ・第2条で「役員」⇒「会員」へ
- ・日当表記を削除
- ・第4条は整理ができていない状況
- ・前日入りを要した際の宿泊日当に関し、県事業を参考に支給ありとするが、金額に関してご意見伺いたい。各職場での移動日の宿泊日程金額の情報提供は可能か。

【質疑応答】

＜下里理事・高安理事・玉城理事＞役職によっても変わるが、2,000円台が多いかと。業務内容での反映もあるが。

<立津副会長>情報の中から、1,500 円台とあり、2,000 円との情報が多い。事務局として 2,000 円の根拠は妥当なところなのか？

<久高事務局長>宿泊日当の支給としてなかったの

<上地理事>予算を考え、事務局として 1,000 円の規程としたい。

<玉城理事>離島の支部長が本島会議参加時に支給との事。これまでなかった宿泊日当なので、1,000 円からスタートし今後の収支の動きで対価とし、状況に応じ検討としたい。

○会議日当 支給規程（案）について

【補足説明】

<久高事務局長>旅費交通費にあった会議費を抜き出しており、

- ・県内会議を 500 円
- ・県外会議を用務日当とし 4,000 円を 2,000 円へ変更案
- ・理事会会議日当を 3,000 円から 2,000 円へ。会員外は外部理事（税理士等を考え）で 4,000 円と変更案

【質疑応答】

<武富理事>会員外の定義が。

<久高事務局長>理事会において、会員外は社員外の理事「外部理事」を指す。県外会議に関して、会長にて出張指示の際（例.九州ブロック会議へオブザーバーとして参加指示の際）、県外会議日当として支給の流れである。

※県外会議に関して、会員外は想定外となる為、削除でよいかと。

※県内会議に関して、会員外は再検討が必要。

<下里理事>理事会日当額の変更に関して反対。報告の準備等と理事としての用務も多く、継続的に理事を担う事が難しくなるのでは。事業見直し等と整理後の検討としてよいのでは。

<立津副会長>理事各位、反対意見も多いですが。支給がない時代で担ってきた理事と新しく理事として入ってくる中も視野にいれていきたい。

<末吉会長>理事の担い手がなくなるとの懸念もあるが、報酬を得る為に行っているのではない。一般的な用務手当などを確認し判断するのはどうか

（3,000 円が妥当か判断できない）。1 時間 1,000 円（最低賃金）の提示もあり、時給としての根拠と想定される。移動時間から拘束時間を考え、3,000 円が妥当かとも思われる。

<久高事務局長>

規程の旅費交通費にあったものがなくなるので。今回たてつけだけを変え現状通りとする。金額の妥当性が判断できないので、その後に議論としていく事がよいのではないかと。

※70 万赤字予算となった、事業内容を精査し（公益として発展的な事業）スリム化し事業はしっかり行う。

※「用務＝旅費交通費」が、用務は雇用賃金（時給）に切り替えとなる。

<當間理事>

会議時間 2 時間半の根拠は。会員外の会議のところや雇用賃金の 1,000 円と変更に関し、各支部や局などに説明を事務局へ依頼したい。

<久高事務局長>

JPTA を参考にしている。決定後、拡大事務局会議で説明していく。

審議結果	1. 変更について ○謝金に関する規定変更について（県内・県外の統一，専門・認定を統一） 全員一致で可決 可：15 名（会場 11 名、オンライン 4 名） 否： 0 名 ※第 3 条 1 の文言変更へ 会員とは沖縄県理学療法士協会または日本理学療法士協会会員資格を…へ ※謝金 早見表を参考 ○旅費交通費に関する規定変更について（宿泊日当金額 1,000 円） 全員一致で可決 可：15 名（会場 11 名、オンライン 4 名） 否： 0 名 ※日当表記を削除。第 2 条の「役員」⇒「会員」へ文言変更 ※旅費交通費 早見表を参考 ○会議日当に関する規定変更について（文言表記の変更） 全員一致で可決 可：15 名（会場 11 名、オンライン 4 名） 否： 0 名 ※県外会議に関して、会員外は想定外となる為、削除 ※県内会議に関して、会員外は再検討が必要。 ※理事会日当は、現状通り 3,000 円で。 （最終） 謝金・日当（宿泊日当は 1000 円）・会議等の定款変更内容について 全員一致で否決 可：15 名（会場 11 名、オンライン 4 名） 否： 0 名 2. 規程施行年月日について 事務局にて一任する。 可：15 名（会場 11 名、オンライン 4 名） 否： 0 名	
	担当局：事務局	担当部：総務部
備考		

第 4 号議案 定款変更に関する件

提出日：令和 7 年 5 月 13 日	提出者：末吉恒一郎・久高将臣
担当局：会長・事務局	担当部：総務部

議案主題	定款変更について	
議案内容及び提出理由	役員の設置について、現状に即して定款の変更を提案する。 【変更が必要となる項】 ● 第4章 役員 (役員の設置) 第24条 この法人に役員を置く。 (1) 理事 <u>15</u> 名以上 <u>17</u> 名以内 (2) 監事 <u>3</u> 名 <u>以内</u>	
審議内容	定款変更の可否について 【補足説明】 <久高事務局長> 定款変更に関し、前回の理事懇談であげ三役・局長会議でも確認。 新旧対照表にて、「理事を最低 15 名以上 17 名以内」「監事を社員 2 名＋外部より 1 名の 3 名を想定とし 3 名以内」としている。 【質疑応答】 <當間理事>人数増の意義は？ <久高事務局長>会長の考えで事象が 2 点あり。 1、誰かが抜けた際、最低が 15 名では補充ができず。最低を 15 名以上とした。 2、予算を 3,000 万円未満としたかったが、事業は 3,000 万円超える事となった。その際、外部理事を置かないといけない法律にて。 今回の規定見直しは、令和 8 年の役員体制にあわせており（役員選挙）、定数変更と考え提示したものである。	
審議結果	1. 定款変更の可否について 全員一致で可決 可：15 名（会場 11 名、オンライン 4 名） 否： 0 名	
	担当局：事務局	担当部：総務部
備考		

第 5 号議案 定款細則変更に関する件

提出日：令和 7 年 5 月 13 日	提出者：末吉恒一郎・久高将臣
担当局：会長・事務局	担当部：総務部
議案主題	定款細則変更について

議案内容及び提出理由	会費に関して、定款の変更を提案する。 【変更が必要となる項】 ● 会費に関する項 この法人の会費は年額9,000円とする。ただし、 <u>資格取得年度の入会に限り、これを5,000円とする。</u>	
審議内容	定款細則変更の可否について 【補足説明】 <久高事務局長>資格取得の時の年会費に関して、新人が24,000円支払は厳しいのではと想像でき会費負担軽減にて入会促進につながるのではとの提案である。 【質疑応答】 <比嘉理事>減額は賛成だが、期限を設けた方が入会しやすくなるのでは。入会キャンペーンをした方がよいのでは（お得感がでるのでは）。 <久高事務局長>JPTAを参考にしている。総会で働きかけ、決議でたあとにキャンペーン対応の議案となるかと思う。 <立津副会長>入会しやすくなるという事が目的であり、休会・退会理由の1位が「会費負担」となっている。この件は新入職員が入りやすくなるための策であり、中堅層の退会回避策も考えていかないといけない。 <高安理事>総会で承認されたら執行か？すでに入会してくれた方はこのキャンペーンから外れるのか？ <久高事務局長>手順として、理事会で決まったものを総会で決議。開始の時期については、検討となるが、最低でも次年度入会に合わせるには、6月の総会で決議が必要である。理事会で決まった際、総会の議題へあげたい。	
審議結果	1. 定款細則変更の可否について（資格取得入会年度の会費について） 全員一致で可決 可：15名（会場11名、オンライン4名） 否：0名	
	担当局：事務局	担当部：総務部
備考	※資格取得入会年度の会費減額の承認が得られた際、専門職へ確認等を行っていく（事務局長にて）。	

第6号議案 令和7年度定時総会議案内容に関する件

提出日：令和7年 5月 13日	提出者：末吉恒一郎・久高将臣
担当局：会長・事務局	担当部：総務部
議案主題	令和7年度 定時総会の開催について

議案内容 及び 提出理由	定款第3章第14条および16条に則り総会を開催する予定である。計画を立案するにあたり、議案について審議していただきたい。	
審議内容	日時：令和7年6月14日（土）14時～17時 場所：とよみの杜 大浜第二病院 1. 開会の挨拶 2. 議長及び議事録署名人選出 3. 議案審議 第1号議案 令和6年度事業報告に関する件 第2号議案 令和6年度収支決算書に関する件 第3号議案 令和7年度事業計画に関する件 第4号議案 令和7年度収支予算に関する件 第5号議案 定款変更に関する件 〔報告事項〕 ○第26回沖縄県理学療法学術大会開催について ○「九州理学療法士学術大会 2025in 大分」について ○令和7年度組織体制（あり方）について ○支部長会議からの要望・提案等 ○県・市町村受託事業について 開催方法（招集）について 対面参加を原則として開催したいですが、会員所属施設の状況にて対面参加が難しい状況が想定されるため、昨年同様<u>委任状・議決権行使書</u>の選択肢を残しつつ、オンラインにて視聴できる環境を整えたい。 【補足説明】 <上地理事> 前回4月理事会時、総会開催の決定を受け、議案については本日5月理事会で最終決定をしていきたい。内容に関し、第4・第5号議案の定款・定款細則変更に関する件を追加とする。 【質疑応答】 <久高事務局長> 三役局長会議で意見伺い、報告事項でJPTA 定時総会を追記。総会であがる報告議案を追記。 総会資料へ、会員動向や専門認定の取得状況・登録理学療法士やスポーツ事業など、市町村で出しているようなグラフを作り、会員がわかるような資料作成をしていきたい。 <立津副会長> JPTA 定時総会は代議員より報告との事。代議員のほうへは末吉会長にて行う。生涯学習の部分はは早めに依頼を。	
審議結果	1. 総会の開催ならびに内容について（議案について） 全員一致で可決 可：15名（会場11名、オンライン4名） 否：0名	
	担当局：事務局	担当部：総務部
備考		

第 7 号議案 2025 年度 地域包括ケアシステムに関する適用士会事業について

提出日：令和 7 年 5 月 13 日	提出者：上地 誠之
担当局：事務局	担当部：人材管理部
議案主題	2025 年度 地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度認定のための指定事業（以下、指定事業）適用士会事業について
議案内容及び提出理由	推進リーダー取得の指定事業については、所属士会の指定事業に参加することが履修登録の条件となっている。内容について審議いただきたい。
審議内容	指定事業 ⇒ 2025 年度 沖縄県士会定款第 4 条に関する運営事業 活動内容としては下記の通りである。 ●県士会役員・支部運営員 ●沖縄県理学療法士協会活動・支部活動運営 →各支部活動（支部長が認めた活動に参加した会員） 例）運営会議、連絡会議、その他、支部活動事業等 →社会職能局活動（局長が認めた活動に参加した会員） 例）高校野球医療サポート、JICA フェスティバル等 →地域局活動（局長が認めた活動に参加した会員） 例）理学療法フェア、県民健康フェア、健康福祉まつり等 →教育学術局活動（局長が認めた活動に参加した会員） 例）生涯学習制度講師、講習会等の運営等 →事務局活動（事務局長が認めた活動に参加した会員） ※内容に関しては、決定次第ホームページ掲載予定。 【補足説明】 ＜上地理事＞当協会の参加活動内容において、会員が士会活動へ参加できるようにすることを狙いとした内容である。 【質疑応答】 ＜久高事務局長＞昨年度と比較し変更点はあるか。 ＜上地理事＞変更なく例年通りの内容となっている。セミナー番号取得が必要にて、内容の再確認とした。 ＜當間理事＞JICA フェス等含め、各支部活動をへの参加含むとの認識が足りていなかった。推進リーダー取得に関し、局長に委ねるとあるが判断に困る。 ＜上地理事＞文言明記の検討や局長にゆだねる件に関しても今後考えていく。 ＜久高事務局長＞推進リーダーができた経緯として、新人プログラムとの整合性があった。判断に迷うカ所は省くなど、内容を確認ください。 ＜仲宗根理事＞推進リーダー受講者が社会職能局や地域局になっている。たて枠的に導入研修を受ける人が少なく、限定してもよいのでは。地域はすべてなので（フェア参加など）。 ＜立津副会長＞ワンステップ詰めていくことも大切。

審議結果	1. 推進リーダー取得 所属士会の指定事業に参加内容について 全員一致で可決 可：15名（会場11名、オンライン4名） 否：0名	
	担当局：事務局	担当部：人材管理部
備考	※参加内容の文言明記や内容に関して、つめていく。	

公益社団法人 沖縄県理学療法士協会

会長 末吉 恒一郎

監事 千知岩 伸匡

監事 南部 路治